

下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等運営委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程第28条第1項の規定により設置する運営委員会について、同条第2項により、その構成、業務及び運営等に関する事項を定めることを目的とする。

(運営委員会の構成)

第2条 運営委員会は、協会内を次の5ブロックに分割し、各ブロックの代表市町村の職員（以下「委員」という。）をもって構成する。

ブロック名		代表市町村	ブロック内市町村名
1	大阪ブロック	大阪市	大阪市
2	北摂ブロック	右から2市町	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
3	河北ブロック	右から2市	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
4	中部ブロック	右から2市町村	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
5	阪南ブロック	右から2市町	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
事務局			会長市町村

2 運営委員会の事務局は、会長市町村をもって充てる。

(委員の委嘱及び任期)

第3条 委員は、会長が委嘱し、原則として各ブロック市町村の輪番制とする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長の選任及び職務)

第4条 運営委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。ただし、その選任は、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、運営委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 運営委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、特に急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めたときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 試験及び更新講習の実施計画
 - (2) 試験及び更新講習の会場と日程の設定
 - (3) 講習用テキスト及び例題集の作成
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、試験及び更新講習の実施、登録事務並びにその運営に関する必要事項（業務改善並びに料金改定を含む）
- 2 運営委員会は、合否の判定基準を定めるものとする。
 - 3 運営委員会は、会長から試験の合格の取り消しについて諮問のあったときは、当該取り消しの可否について審議し、その結果を会長に答申する。
 - 4 運営委員会は、各種手数料を定め、幹事会へ審議依頼するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改正し、施行する。